

会員通知 第104号  
平成20年 9月26日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

新TDnetへの移行に伴うTDnet利用料の改定等  
に係る「有価証券上場規程別表」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程別表」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

改正の概要は、以下のとおりです。

- ・ TDnet利用料の変更  
今般の新しいTDnetへのリプレースに伴いTDnet利用料を年額10万円から年額12万円へ改めます。

なお、「本所が定める日」は、平成20年9月30日といたします。

以上

新TDnetへの移行に伴うTDnet利用料の改定  
等に係る有価証券上場規程別表等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表…………… 2

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券</p> <p>TDnet 利用料 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、TDnet 利用料として本所が定める金額を納入するものとする。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>第1 株券</p> <p>TDnet 利用料 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、TDnet 利用料として年額10万円を納入するものとする。</p> <p>第2～第4 (略)</p>

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>TDnet利用料として本所が定める金額は年額12万円とし、その計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>(a) 新規上場申請者に係るTDnet利用料は、新規上場した日を含む月からその対象とする。</p> <p>(b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は<u>上場廃止をする日を含む月までをその対象とする。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 改正後の第1 (3)の規定にかかわらず、平成20年10月末日を納入期限とするTDnet利用料は、以下の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>(1) 平成20年4月から6月までの期間に対応する改正前のTDnet利用料</p> <p>(2) 平成20年7月から9月までの期間に対応する改正後のTDnet利用料</p>	<p>第1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>TDnet利用料の計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>(a) 新規上場申請者に係るTDnet利用料は、新規上場した日を含む月の<u>翌月</u>からその対象とする。</p> <p>(b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は<u>上場廃止が決定した日を含む月以降その対象から除外する。</u></p> <p>(c) (略)</p>